

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

青森県	
市区町村数	40

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)						
		担当課(室)名	所属	事務所掌	の連絡会議	の有機関	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間				
							4	10	2		39					
2 201	青森市	人権男女共同参画課	1 1	1 1			青森市男女共同参画推進条例	2018年3月23日	2018年4月1日		青森市男女共同参画プラン	2024年11月28日	~	2029年3月31日	1 2	
2 202	弘前市	ひとづくり推進室	1 2	2 2	1					4	弘前市男女共同参画プラン2023	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1 1	
2 203	八戸市	男女共同参画推進室	1 1	2 2	1		八戸市男女共同参画基本条例	2001年9月27日	2001年10月1日		第5次八戸市男女共同参画基本計画 ~男女共同参画社会をめざすはちのへプラン2022~	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1 1	
2 204	黒石市	企画課	1 2	2 2	1					4	第3次くろいし男女共同参画推進プラン	2020年4月1日	~	2026年3月31日	1 1	
2 205	五所川原市	男女共同参画室	1 2	2 2	1					4	第5次五所川原市男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1 1	
2 206	十和田市	総務課	1 2	1 1						4	第3次十和田市男女共同参画社会推進計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1 1	
2 207	三沢市	広報広聴課	1 2	2 2	2					4	第3次みさわハーモニープラン~自分らしく活きるために~	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1 1	
2 208	むつ市	市民連携課	1 2	2 2	1					4	第3次むつ市男女共同参画推進基本計画	2023年4月	~	2033年3月	1 1	
2 209	つがる市	地域創生課	1 2	2 2	1					4	第2次つがる市男女共同参画プラン	2017年4月1日	~	2026年3月31日	1 1	
2 210	平川市	生涯学習課	2 2	2 2	1					4	第4次平川市男女共同参画推進プラン	2022年3月	~	2027年3月	1 1	
2 301	平内町	総務課	1 2	2 2	2					4	第3次平内町男女共同参画プラン-豊かな人間性と郷土を求めて-	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1 1	
2 303	今別町	総務企画課	1 2	2 2	2					4	第4次今別町男女共同参画プラン	2024年4月1日	~	2033年3月31日	2 1	
2 304	蓬田村	健康福祉課	1 2	2 2	2					4	第次蓬田村男女共同参画推進計画	2024年4月1日	~	2034年3月31日	1 1	
2 307	外ヶ浜町	総務課	1 2	2 2	2					4	第二次外ヶ浜町男女共同参画推進計画	2021年4月	~	2026年3月	2 1	
2 321	鰺ヶ沢町	企画観光課	1 2	2 2	2					4	第2次鰺ヶ沢町男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1 1	
2 323	深浦町	総合戦略課	1 2	2 2	2					4	第2次深浦町男女共同参画推進プラン	2022年4月	~	2032年3月	1 1	
2 343	西目屋村	住民課	1 2	2 2	2					4	西目屋村男女共同参画計画	2021年4月	~	2031年4月	2 1	
2 361	藤崎町	生涯学習課	2 2	2 2	2					4	第2次藤崎町男女共同参画推進計画	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1 1	
2 362	大鰐町	総務課	1 2	2 2	2					4	第2次大鰐町男女共同参画推進計画	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1 1	
2 367	田舎館村	総務課	1 2	2 2	2					4	田舎館村男女共同参画推進計画	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1 1	
2 381	板柳町	生涯学習課	2 2	2 2	2					4	板柳町男女共同参画推進計画	2022年4月	~	2031年3月	1 1	
2 384	鶴田町	教育委員会	2 2	2 2	2					4	第2次鶴田町男女共同参画推進計画	2025年3月1日	~	2034年3月31日	1 1	
2 387	中泊町	総合戦略課	1 2	2 2	2					4	第2次中泊町男女共同参画推進プラン	2021年4月1日	~	2030年3月31日	1 1	
2 401	野辺地町	企画財政課	1 2	2 2	2					4	第3次野辺地町男女共同参画基本計画	2022年4月	~	2031年3月	1 1	
2 402	七戸町	企画調整課	1 2	1 2						4	第3次七戸町男女共同参画基本計画	2024年4月	~	2034年3月	1 1	
2 405	六戸町	総務課	1 2	2 2	2					4	六戸町男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1 1	
2 406	横浜町	企画財政課	1 1	2 2	2					4	第2次横浜町男女共同参画基本計画	2022年	~	2032年	1 1	
2 408	東北町	企画課	1 2	1 2						4	第2次東北町男女共同参画プラン	2022年4月	~	2031年3月	1 1	
2 411	六ヶ所村	社会教育課	2 2	2 2	2					4	第2次六ヶ所村男女共同参画社会基本計画	2022年4月	~	2032年3月	1 2	

都道府県コード	市区町村名	市町村	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
			担当課(室)名	所属			の連絡会議	の有機関	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
									問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法		
2 412	おいらせ町	政策推進課	1 2	2	1							4	第4次おいらせ町男女共同参画および第4次おいらせ町DV(配偶者からの暴力)対策基本計画	2024年4月	~	2029年3月	1 1	
2 423	大間町	総務課	1 2	2	2							4	大間町男女共同参画推進計画	2021年4月	~	2031年3月	2 1	
2 424	東通村	企画課	1 2	2	2							4	東通村男女共同参画推進計画	2024年4月	~	2029年3月	1 1	
2 425	風間浦村	総務課	1 2	2	2							4	風間浦村男女共同参画推進計画	2021年4月	~	2031年3月	1 1	
2 426	佐井村	総合戦略課	1 2	2	2							4					2	
2 441	三戸町	まちづくり推進課	1 2	2	2							4	第2期三戸町男女共同参画社会基本計画	2021年4月	~	2030年4月	1 1	
2 442	五戸町	総合政策課	1 2	2	2							4	第2次五戸町男女共同参画推進計画	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1 1	
2 443	田子町	政策推進課	1 2	2	2							4	第2次田子町男女共同参画推進計画	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1 1	
2 445	南部町	住民生活課	1 2	2	2							4	第2次南部町男女共同参画社会基本計画	2019年4月1日	~	2029年3月31日	1 1	
2 446	階上町	総務課	1 2	2	2							4	第2次階上町男女共同参画推進プラン	2022/4/1	~	2032/3/31	1 1	
2 450	新郷村	総務課	1 2	2	2							4	新郷村男女共同参画推進計画	2017年4月1日	~	2027年3月31日	1 1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
2 教育委員会

庁内連絡会議

- 1 有
2 無

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

諮問機関

- 1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指す
2 2026年度以降の制定を目指す

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
2 一体でない

現在の状況

- 1 策定予定有
2 策定予定無

- 3 その他

- 4 検討していない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

青森県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
		問6-1		問6-4 所在地等							施設管理		事業運営			
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営		
		1							0	1	0	1	0	0	1	0
2 201	青森市	青森市男女共同参画プラザ	カダール	030-0801	青森市新町1丁目3-7 アウガ5階	017-776-8800	017-776-8828	https://www.kadar-acor.jp/	○	○				○		
2 202	弘前市															
2 203	八戸市															
2 204	黒石市															
2 205	五所川原市															
2 206	十和田市															
2 207	三沢市															
2 208	むつ市															
2 209	つがる市															
2 210	平川市															
2 301	平内町															
2 303	今別町															
2 304	蓬田村															
2 307	外ヶ浜町															
2 321	鰺ヶ沢町															
2 323	深浦町															
2 343	西目屋村															
2 361	藤崎町															
2 362	大鰐町															
2 367	田舎館村															
2 381	板柳町															
2 384	鶴田町															
2 387	中泊町															
2 401	野辺地町															
2 402	七戸町															
2 405	六戸町															
2 406	横浜町															
2 408	東北町															
2 411	六ヶ所村															
2 412	おいらせ町															
2 423	大間町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設 形態	問6-5 管理・運営主体					
			問6-1		問6-4 所在地等						問6-5 管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営
2	424	東通村														
2	425	風間浦村														
2	426	佐井村														
2	441	三戸町														
2	442	五戸町														
2	443	田子町														
2	445	南部町														
2	446	階上町														
2	450	新郷村														

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

青森県

都道府県 市町村 名	市町村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																
		問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主な事業								
				設置根拠 条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1 連携・ 協働	2 広報啓発	3 講座	4 相談事業	5 実態把握	6 調査研究	7 国際交流	8 情報収集	9 苦情処理
2 201	青森市	青森市男女共同参画プラザ	2001年1月26日	○		○	2	9	39,586	○	○	○	○		○		○	託児室の管理・運営
2 202	弘前市																	
2 203	八戸市					○												
2 204	黒石市					○												
2 205	五所川原市																	
2 206	十和田市					○												
2 207	三沢市																	
2 208	むつ市																	
2 209	つがる市					○												
2 210	平川市																	
2 301	平内町																	
2 303	今別町																	
2 304	蓬田村																	
2 307	外ヶ浜町																	
2 321	鰺ヶ沢町																	
2 323	深浦町																	
2 343	西目屋村																	
2 361	藤崎町																	
2 362	大鰐町																	
2 367	田舎館村																	
2 381	板柳町																	
2 384	鶴田町																	
2 387	中泊町																	
2 401	野辺地町																	
2 402	七戸町																	
2 405	六戸町																	
2 406	横浜町																	
2 408	東北町																	
2 411	六ヶ所村																	
2 412	おいらせ町																	
2 423	大間町																	
2 424	東通村																	
2 425	風間浦村																	
2 426	佐井村																	
2 441	三戸町																	
2 442	五戸町																	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2025年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主な事業							
					設置根拠 条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1 連携・ 協働	2 広報 啓発	3 講座	4 相談 事業	5 実態 把握	6 調査 研究	7 国際 交流	8 情報 収集
2	443	田子町																
2	445	南部町																
2	446	階上町																
2	450	新郷村																

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

青森県

都道府県コード	市区町村名	市町村	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)													
			問7-1				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			3			10	1	10.0	11	0	0.0	30	1	3.3	24	0	0.0	3,456	187	5.4
2	201	青森市	1996年10月22日	「男女共同参画都市」青森宣言		2	1	0	2	0	0.0							405	23	5.7
2	202	弘前市					1	0	1	0	0.0							323	9	2.8
2	203	八戸市	2001年6月25日	はちのへ男女共同参画都市宣言		2	1	0	2	0	0.0							462	23	5.0
2	204	黒石市					1	0	0	0	0.0							126	2	1.6
2	205	五所川原市					1	0	1	0	0.0							267	35	13.1
2	206	十和田市					1	1	100.0	0	0							291	23	7.9
2	207	三沢市					1	0	1	0	0.0							109	13	11.9
2	208	むつ市					1	0	2	0	0.0							163	5	3.1
2	209	つがる市					1	0	1	0	0.0							130	0	0.0
2	210	平川市					1	0	1	0	0.0							63	0	0.0
2	301	平内町										1	0	0.0	1	0	0.0	59	4	6.8
2	303	今別町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
2	304	蓬田村										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
2	307	外ヶ浜町										1	1	100.0	1	0	0.0	40	1	2.5
2	321	鰺ヶ沢町										1	0	0.0	1	0	0.0			
2	323	深浦町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0
2	343	西目屋村										1	0	0.0	0	0	0.0	7	0	0.0
2	361	藤崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	4	8.3
2	362	大鰐町										1	0	0.0	0	0	0.0	22	0	0.0
2	367	田舎館村										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
2	381	板柳町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	1	2.5
2	384	鶴田町										1	0	0.0	0	0	0.0	40	0	0.0
2	387	中泊町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	9	20.5
2	401	野辺地町	2000年8月26日	野辺地町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
2	402	七戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	122	10	8.2
2	405	六戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	2	4.0
2	406	横浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
2	408	東北町										1	0	0.0	1	0	0.0	108	10	9.3
2	411	六ヶ所村										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
2	412	おいらせ町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	2	3.6
2	423	大間町										1	0	0.0	0	0	0.0	17	0	0.0
2	424	東通村										1	0	0.0	0	0	0.0	29	1	3.4
2	425	風間浦村										1	0	0.0	0	0	0.0	3	0	0.0
2	426	佐井村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
2	441	三戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	1	4.2
2	442	五戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	63	1	1.6
2	443	田子町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	1	2.1
2	445	南部町										1	0	0.0	1	0	0.0	64	1	1.6
2	446	階上町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	1	5.3
2	450	新郷村										1	0	0.0	1	0	0.0	45	5	11.1

都道府県コード	市町村名	市区町名	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)											
			問7-1				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)											
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市長数	うち女性副市長数	女性比率(%)	町長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数

＜選択肢回答＞

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

青森県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市町名	目標達成期限	目標値(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲					問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				調査時点コード									
				問8-1		問8-2																									
				審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)						委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	(再掲)市町村防災会議(委員のみ)	(再掲)市町村防災会議(会長を含む)								
青森県	青森市	2029年3月	40.0	482	376	5,443	1,559	28.6	708	600	8,442	2,258	26.7	190	90	1,066	156	14.6	696	56	8.0	668	52	7.8	その他	その他	その他	その他			
	小計			482	376	5,443	1,559	28.6	689	583	7,664	1,987	25.9	188	90	1,062	156	14.7													
2 201	青森市	2029年3月	40.0	43	38	440	128	29.1	法律または条例の定めにより設置された市の審議会等	43	38	440	128	29.1	5	2	35	3	8.6	34	4	11.8	35	4	11.4	2	2025年5月31日	2	2025年5月31日	1	
2 202	弘前市			0	0	0	0		48	42	565	147	26.0	5	2	39	6	15.4	34	4	11.8	35	4	11.4	2	2025年5月20日	2	2025年5月20日	2	2025年5月20日	
2 203	八戸市	2027年3月	30.0	88	48	587	176	30.0	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条令の定めところにより市が設置した機関	54	48	589	176	29.9	5	5	34	7	20.6	35	1	2.9	36	1	2.8	1		1		1	
2 204	黒石市	2026年3月	30.0	32	28	335	77	23.0	法令、条例に基づき設置された会	32	28	335	77	23.0	5	3	26	3	11.5	20	2	10.0	21	2	9.5	1		1		1	
2 205	五所川原市	2027年3月	30.0	27	22	336	100	29.8	広域のものを除き、法律や政令、条例により設置されている審議会や委員会等(地方自治法第202条の3、第180条の5)	22	20	303	96	31.7	5	2	33	4	12.1	29	5	17.2	30	5	16.7	1		1		1	
2 206	十和田市	2027年3月	40.0	42	32	509	149	29.3	条例・規則・要綱等でその担任する事項について「調定・審議・審査または調査等を行う」と定められている審議会等	22	21	237	80	33.8	5	2	32	3	9.4	18	2	11.1	19	3	15.8	1		1		1	
2 207	三沢市	2032年3月	30%~50%	32	32	396	130	32.8	条例などで設置することとしている審議会等	14	14	162	49	30.2	3	2	19	3	15.8	31	2	6.5	0	0	0	1		1		1	
2 208	むつ市	2026年3月	30.0	33	25	418	112	26.8	地方自治法(第203条の3)に基づく審議会等及び地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等	27	22	361	104	28.8	5	2	31	2	6.5	25	1	4.0	26	1	3.8	2	2024年12月1日	1		1	
2 209	つがる市	2026年3月	40.0	23	16	282	37	13.1	条例・規則などにより設置されている委員会・審議会等	21	14	237	35	14.8	5	3	50	6	12.0	22	1	4.5	23	1	4.3	1		1		1	
2 210	平川市	2027年3月	30.0	50	44	680	182	26.8		30	29	331	86	26.0	5	2	34	5	14.7	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1	
2 301	平内町			0	0	0	0		15	13	140	20	14.3	5	3	23	5	21.7	17	1	5.9	18	1	5.6	1		2	2025年5月1日	2	2025年5月1日	
2 303	今別町			0	0	0	0		6	3	34	7	20.6	5	2	22	3	13.6	18	1	5.6	19	1	5.3	1		1		1		
2 304	蓬田村			0	0	0	0		8	7	79	12	15.2	5	2	24	2	8.3	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1		
2 307	外ヶ浜町			0	0	0	0		15	4	157	6	3.8	5	2	29	3	10.3	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1		1		
2 321	鰺ヶ沢町			0	0	0	0		13	9	120	22	18.3	5	2	27	6	22.2	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2025年6月1日	2	2025年6月1日	
2 323	深浦町			41	30	623	267	42.9		11	9	129	19	14.7	5	2	27	4	14.8	14	1	7.1	15	1	6.7	1		1		1	
2 343	西目屋村			0	0	0	0		5	3	33	3	9.1	5	2	19	4	21.1	8	1	12.5	9	1	11.1	1		1		1		
2 361	藤崎町			0	0	0	0		22	19	238	65	27.3	5	4	29	6	20.7	12	0	0.0	0	0	0	1		1		1		
2 362	大鰐町			0	0	0	0		17	15	145	38	26.2	5	2	23	3	13.0	10	1	10.0	11	1	9.1	1		2	2025年9月1日	1		
2 367	田舎館村			0	0	0	0		13	12	127	40	31.5	4	2	19	3	15.8	11	1	9.1	12	1	8.3	1		1		1		
2 381	板柳町			0	0	0	0		11	11	146	43	29.5	5	2	26	3	11.5	18	1	5.6	19	1	5.3	1		1		1		
2 384	鶴田町			13	13	178	46	25.8		11	11	146	41	28.1	5	2	32	4	12.5	8	2	25.0	9	2	22.2	1		1		1	
2 387	中泊町			0	0	0	0		7	7	78	27	34.6	5	3	29	4	13.8	0	0	0	0	0	0	2	2021年4月1日	2	2021年4月1日	1		
2 401	野辺地町	2031年3月	30.0	21	19	230	59	25.7		21	19	230	59	25.7	5	2	29	5	17.2	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1	
2 402	七戸町			0	0	0	0		20	15	177	47	26.6	5	2	35	4	11.4	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1		1		
2 405	六戸町	2026年3月	20.0	10	7	85	12	14.1	具体的な審議会等の数は目標設定していない	9	6	69	11	15.9	5	2	28</														

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

青森県

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲		問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)
	風間浦村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	佐井村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	三戸町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	五戸町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	田子町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	南部町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	階上町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	新郷村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

青森県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

調査表4-5
市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

青森県

調査時点 議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
都 市	市	市	区	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1を選択した場合、取得することができる休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-2で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1-4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除。)			
道 府	区	市	市	区	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間を明記した規定はない。 3. 明記した規定がない、運用上も認めない。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間よりも長い。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長く。 4. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他		
府 町	市	市	市	区	14	1の合計	36	1	31	3			31 29 31 30 31 18		
県 村	市	市	市	区	4	2の合計	0	30	5	32			2 2 2 2 5 1		
コ コ	市	市	市	区	1	3の合計	0	2		1			0 0 0 0 0 0		
ド ド	名				21	4の合計	4	3					7 9 7 8 4 0		
2 201	青森市	4			青森市議会	1	2	1	青森市議会会議規則(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1 1	
2 202	弘前市	1			弘前市議会	1	2	1	弘前市議会会議規則(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1 1	
2 203	八戸市	1			八戸市議会会議規則(旧姓の使用) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、次条に定めるものに限り、旧姓を使用することができる。	八戸市議会	1	2	1	八戸市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1 1
2 204	黒石市	4			黒石市議会	1	2	1	黒石市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1 1	
2 205	五所川原市	1			五所川原市議会	1	2	1	五所川原市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1 1	
2 206	十和田市	1			十和田市議会	1	2	1	十和田市議会会議規則(欠席の届出) 第2条 議員は、任命権者の承認を得て職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。 (平27議会規則1-令3議会規則1-一部改正)	2				1 1 1 1 1 1	
2 207	三沢市	1			三沢市議会	1	2	1	三沢市議会会議規則(職員の旧姓使用) 第3条 職員は、本人の意思に基づき、この規程に定める手続きを経ることにより、別表に掲げる市の文書等に旧姓を使用することができる。	2				1 1 1 1 1 1	
2 208	むつ市	1			むつ市議会	1	2	1	むつ市議会会議規則(趣旨) 第1条 この訓令は、職員の個性が尊重され、能力を發揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。	2				1 1 1 1 1 1	
2 209	つがる市	1			つがる市議会	1	2	1	つがる市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1 1	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																			
都 市	市	市	区	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で選択した場合、取得する場合、事業期間は、次のうらどが。	問12-3 間12-1で選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 間12-3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)							
道 府	区	市	市	区	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
県	村	町	市	市	平川市議会	1	3	1	平川市議会規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	2	2
コ	コ	村	村	市	平内町議会	1	2	1	平内町議会規則 (欠席の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届出書(様式第1号)により、所属長を経由して町長に届け出なければならない。	1		平内町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (適用除外) 第6条 2次に掲げる事由により町議会の会議等を長期間欠席したときは、前2条の規定は適用しない。 (1)公務上の災害等による療養 (2)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第19条第1項に規定する患者又は無症状原体保有者となつた場合 (3)平内町議会議規則(昭和62年平内町議会規則第1号)第2条の規定による届け出がされている出産 (4)その他議長が特に認める事由	1	1	1	1	1	1	
ド	ド	名	名	市	蓬田村議会	1	2	1	蓬田村議会規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
2301	平内町	1		市	外ヶ浜町議会	1	3	1	外ヶ浜町議会規則 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
2303	今別町	4		市	藤ヶ沢町議会	1	2	1	藤ヶ沢町議会規則第2条 第2条 職員は、承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用する文章等であって、職務遂行上の誤解又は混亂の生じるおそれのないものに限り、旧姓を使用することができます。	2				1	1	4	4	4	4
2304	蓬田村	4		市	深浦町議会	1	2	1	深浦町議会規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2				1	1	1	1	1	1
2307	外ヶ浜町	4		市	藤崎町議会	1	3	1	藤崎町議会規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
2321	鰐沢町	1		市	大鰐町議会	1	2	1	大鰐町議会規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
2323	深浦町	4		市	田舎館村議会	1	2	1	田舎館村議会規則 第2条 職員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2				1	1	1	1	2	1
2343	西目屋村	4		市	藤崎町議会	1	2	1	藤崎町議会規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
2361	藤崎町	4		市	大鰐町議会	1	2	1	大鰐町議会規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
2362	大鰐町	4		市	田舎館村議会	1	2	1	田舎館村議会規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
2367	田舎館村	4		市										1	1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
都 市	市	市	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取扱する場合、出産に係る産前産後期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について～4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)
道 府	区	区	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間を明記した規定はない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他	
県	村	町	2 381 板柳町	3	板柳町議会	1	2	2	2	1 4 1 1 1	
コ	コ	コ	2 384 鶴田町	4	鶴田町議会	1	2	1	2	2 2 2 2 2	
ド	ド	ド	2 387 中治町	1	中治町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触する恐れがなく、専ら職員間で使用している文書、轻易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混亂を招く恐れのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	中治町議会	4				4 4 4 4 4
2 401 野辺地町	1	野辺地町職員旧姓使用取扱要綱 第一条 この訓令は、野辺地町に勤務する一般職の職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という)が働きやすく、能力を発揮しやすい職場環境づくりを進めるため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という)を職場において使用することについて定めるものとする。	野辺地町議会	1	2	1	野辺地町議会会議規則 第二条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときはその理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、その理由を付け、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1	
2 402 七戸町	4		七戸町議会	1	2	1	七戸町議会会議規則 第1章 総則 (欠席の届出) 第2条 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1	
2 405 六戸町	2		六戸町議会	1	2	1	六戸町議会会議規則 第二条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	六戸町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例 第三条 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても重複して議員報酬を支給しない。 2 六戸町議会会議規則(昭和六十二年議会規則第一号)第二条第二項による届け出があつたのち、帰町届又は議会活動及び議員活動ができる旨の届け出があるまでの期間が次のいずれかに該当する場合は、その期間の議員報酬月額について、当該各号に掲げる割合の額を減額するものとする。 一 届け出た日から九十日を超えたとき 百分の二十 二 届け出た日から百八十日を超えたとき 百分の五十 三 届け出た日から三百六十五日を超えたとき 百分の七十	1 1 1 1 1	
2 406 横浜町	2		横浜町議会	1	2	1	横浜町議会会議規則 第二条 議員は公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1	
2 408 東北町	4		東北町議会	1	1	1	東北町会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1	
2 411 六ヶ所村	1	六ヶ所村職員旧姓使用取扱要綱 第一条 この訓令は、職員が互いに個性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という)を職場において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、村長の事務部局の一般職に属する職員(臨時の任用職員及び非常勤職員を除く。)に適用する。	六ヶ所村議会事務局	1	2	1	六ヶ所村議会会議規則 第2条 (欠席の届出) 第二条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 4 1	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																			
都 市	市	市	道 府	区	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7						
道	府	市	府	市	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1を選択した場合、取得した場合、取得する場合、出産に係る産前産後期間は、次のうちどれか。	問12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。						
県	村	町	コ	村	町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例で判断したことない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例で判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間を明記した規定はない。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例で判断したことない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
2412	おいらせ町	1	おいらせ町職員旧姓使用取扱要綱	おいらせ町議会	1	2	1	おいらせ町議会会議規則第2条第2項 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から該当出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1		
2423	大間町	4		大間町議会	1	2	1	大間町議会会議規則 第1章 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				2	2	2	2	2		
2424	東通村	4		東通村議会	1	4	2	東通村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 (報酬、期末手当の減額) 第7条 東通村議会会議規則(平成22年東通村議会会議規則第7号。以下「規則」という。)第2条第2項に規定する長期欠席(不在)届があった場合、次の表に定める区分に応じて報酬月額を減額するものとする。	1				4	4	4	4	1		
2425	風間浦村	4		風間浦村議会	4								4	4	4	4	1		
2426	佐井村	4			4								4	4	4	4	4		
2441	三戸町	1	三戸町職員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1帖 この要綱は、三戸町職員(以下「職員」という。)が結婚、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、職業生活上の支障を回避できるよう、引き続き従前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに必要な事項を定めるものとする。	三戸町議会	1	2	1	三戸町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、その出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1		
2442	五戸町	4		五戸町議会	1	2	1	五戸町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1		
2443	田子町	4		田子町議会	1	2	1	田子町議会会議規則第2条第2項 第二条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1		
2445	南部町	4		南部町議会	1	4	2		2				4	4	4	4	2		
2446	階上町	4		階上町議会	1	4	2		3				4	4	4	4	4		
2450	新郷村	2		新郷村議会	1	2	1	新郷村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	4	1	1	1		

調査表4-5
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

青森県

調査時点	議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況	
都 道 府 県 市 市 区 区 町 村 村 村 村 ド ド 名																						問15 内閣府に対する男女共同参画の視点からの防火・復興をテーマとした研修の実施状況	
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14								
議員の利用することのできる施設等が議会に設置または提供されているか。		議員の利用する施設等が議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。		議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。		該当部分の条文(本文)を記入してください。		該当部分の条文(本文)を記入してください。		該当部分の条文(本文)を記入してください。		該当部分の条文(本文)を記入してください。		該当部分の条文(本文)を記入してください。		該当部分の条文(本文)を記入してください。		該当部分の条文(本文)を記入してください。					
1. 人員及び場所の設置または提供がされてる。(臨時のものも含む) 2. 授乳室が必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳室等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現行は研修を行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う予定もない。		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がないが、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)					
0		1		9		7	1	13		5		1		1		3		3629		59	9.4%	3	
1		4		10				10		6		9		3		35							
0		0		21				17		12		30		0		2							
39		35												36									
2 201	青森市	4	2	3				1	1	1	2			1	1	36	3	8.3					
2 202	弘前市	4	2	3						3				2			21	3	14.3	○			
2 203	八戸市	4	1	2				1	1	3	2			2			22	1	4.5				
2 204	黒石市	4	4	3				3		3	1	黒石市議会先例・申し合わせ事項 15 通称の使用について 通称(公職選舉法制度の通称)を議員氏名として使用したい議員は、議長に対し通称使用許可を申請することとし、議長の許可により、その任期中、本名に代えて通称を使用することができる。		なし			2			17	2	11.8	
2 205	五所川原市	4	4	1		2		3		3	4			2			14	1	7.1				
2 206	十和田市	4	4	3				3		3	4			2			15	6	40.0				
2 207	三沢市	4	4	1	1			1	3	3	4			2			14	1	7.1	○			
2 208	むつ市	4	4	3				3		3	4			2			27	3	11.1				
2 209	つがる市	4	4	1	1			2	2	2	4			2			18	2	11.1				
2 210	平川市	4	4	1	1			1	3	3	4			2			17	2	11.8				
2 301	平内町	4	4	3				3		3	2			2			0	0	0.0				
2 303	今別町	4	4	3				3		3	4			2			7	0	0.0				
2 304	蓬田村	4	4	3				3		3	4			2			7	1	14.3				
2 307	外ヶ浜町	4	4	3				1	1	3	4			2			16	3	18.8				
2 321	鰺ヶ沢町	4	4	3				3		3	4			2			15	0	0.0				
2 323	深浦町	4	4	3				1	1	3	4			2			21	1	4.8				
2 343	西目屋村	4	4	2				3		3	4			2			9	1	11.1				
2 361	藤崎町	4	4	2				3		3	4			2			20	1	5.0				

都道府県	市町村	市町村	市・区・町・村議会の議員の両立支援体制に関する調査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況			
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15							
都道府県	市町村	市町村	議員の利用することができる施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することができる施設等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	問12-11で1.を選択した場合	問12-11で1.を選択した場合	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通常又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-16で1.を選択した場合	該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがありますか。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13で1.を選択した場合	該当部分の規定を記入してください。	本部員総数※本部長を含む(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	庁内職に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況		
都道府県	市町村	市町村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 4. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 規定ハラスメント防止規約等に規定する議員向け	2. 相談窓口を設置している議員向け	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後、取り組む予定である。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	1. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 2. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	七戸町議会ハラスメント防止条例	町民から負託を受けた町議会議員は、町政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨を体とするとともに、町民の全体の福祉として町民の福祉向上に努めなければならない。ハラスメントは、業務への支障につながり、ひいては市民サービスが低下し、町民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなる。そのため、身分、職位及び職責にかかわらず、全ての者が互いに人格を尊重し、相互に信頼し合うことで、その能力を十分に発揮することができるよう努めることを目的とする。町は、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。(地震災害対策編p66、風水害等災害対策編p50)	七戸町地域防災計画	町は、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。(地震災害対策編p66、風水害等災害対策編p50)	20	1	5.0	
2402	七戸町	4	4	1	1																			
2405	六戸町	4	4	3														14	0	0.0				
2406	横浜町	4	4	2														17	2	11.8				
2408	東北町	4	4	3														23	2	8.7				
2411	六ヶ所村	4	4	3														19	3	15.8				
2412	おいらせ町	4	4	3														24	0	0.0	○			
2423	大間町	4	4	3											特になし			11	0	0.0				
2424	東通村	4	4	2														17	1	5.9				
2425	風間浦村	4	4	2														11	0	0.0				
2426	佐井村	4	4	2														11	1	9.1				
2441	三戸町	2	2	1														14	0	0.0				

